

愛知県一般事業資金融資制度要綱

(目 的)

第 1 この要綱は、中小企業者が事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営基盤の強化を図ることを目的とする。

(資金措置)

第 2 愛知県（以下「県」という。）は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定められた金額（以下「県資金」という。）を別途契約により取扱金融機関に預託する。

(取扱金融機関)

第 3 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第 4 取扱金融機関は、預託された県資金に対し、累計 4.5 倍の額を目処（以下「融資枠」という。）として融資を行うものとする。

(融資対象者)

第 5 この制度の融資対象者は、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、次の各号に該当するものとする。

- (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条第 1 項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (2) 県内で事業を適法に営んでいること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証対象資格があること。

(暴力団等の排除)

第 6 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 34 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

(融資条件)

第 7 この制度の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資 金 使 途 事業上の設備資金及び運転資金
- (2) 金 額 2 億円以内
- (3) 期間及び利率

設備資金	{	3 年以内	年 1.4 パーセント
		5 年以内	年 1.5 パーセント
		7 年以内	年 1.6 パーセント
		10 年以内	年 1.7 パーセント
運転資金	{	1 年以内	年 1.3 パーセント以内（金融機関所定（固定）とする。）
		3 年以内	年 1.4 パーセント
		5 年以内	年 1.5 パーセント
		7 年以内	年 1.6 パーセント
- (4) 貸 付 方 法 証書貸付。ただし、期間 1 年以内については、手形貸付、証書貸付、手形割引又は電子記録債権割引。

(5) 返済方法 据置1年以内の分割返済。ただし、期間1年以内については、分割返済又は一時返済。

(6) 担保 原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(8) 信用保証 協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。

（残高方式）

第8 第7第1項第2号に規定する金額は、この制度による融資残高（愛知県経営強化資金融資制度要綱の一部を改正する要綱（平成23年4月1日改正）による改正前の要綱（経営強化資金）の融資残高を含む）の上限をいうものとし、過年度に融資した短期資金、中期資金及び長期資金の残高は、この制度の残高とみなす。

（申込み受付期間）

第9 申込みは常時受け付ける。ただし、融資枠に達したときは、締め切ることができるものとする。

（申込み受付機関）

第10 申込みの受付機関は、取扱金融機関の県内各店舗とする。

（申込み書類）

第11 申込みは、信用保証委託申込書（協会所定）により行うものとする。

（設備資金と運転資金の併用）

第12 第7第1項第2号に規定する金額は、設備資金若しくは運転資金又は設備資金と運転資金との合計額をいうものとする。

2 設備資金と運転資金を同時に必要とするときは、同一の申込書により申込みを行うことができる。

（審査決定等）

第13 取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認められる場合は、速やかに関係書類を協会へ送付すると同時に、必要に応じて推薦機関に通知するものとする。

2 協会は、前項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査の上、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行するものとする。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

（推薦機関）

第14 推薦機関は、県内各商工会議所・商工会とする。

2 推薦機関は、申込者から依頼があった場合申込書類の確認を行うとともに、適切と認められる場合は推薦書を作成のうえ、速やかに関係書類を受付機関に送付するものとする。

（取扱注意）

第15 この制度の略称を「一般事業」とし、関係機関はこの制度に係る書類には、融資の種別に従い、略称を付して他と区別するものとする。

2 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また歩積両建預金等を要求してはならない。

3 融資手続等については、この要綱に定めるもののほか取扱金融機関所定の方法に従うものとする。

（遵守事項、指示、調査及び報告）

第16 この制度の利用者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

2 県は、この制度の利用について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等、この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議する。また、この制度の適正な運用を図るため必要があ

るときは、関係機関に対して、指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

(その他)

第17 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について、必要な事項は県と関係機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月13日から実施する。

2 この要綱の改正前に融資申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施し、保証付のものにあつては、同日以降に協会が保証申込を受付たものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年3月2日から実施し、同日以降の融資（信用保証付のものにあつては、保証承諾）のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。